

## 情報館 ②

鈴鹿市地域づくり協議会条例

# 鈴鹿市地域づくり協議会 条例を制定しました

地域協働課 ☎382-8695 ☎382-2214

✉chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp

いつまでも笑顔で過ごすことができる住みよいまちを目指して、鈴鹿市地域づくり協議会条例を制定しました。一緒に協働のまちづくりを実現しましょう。

### 地域づくり協議会条例とは

人口減少にともなう少子高齢化や核家族化による福祉、防犯、防災、子育てなどの課題は地域共通です。

この条例は、地域内の人と人、団体と団体のつながりを強め、本市と地域づくり協議会が協働による課題解決を行い、住みよい地域社会の実現を目指すものです。

条例では、地域づくり協議会が本市の協働パートナーです。



### 「お互いさま」の気持ちをもって

地域づくり協議会は、住民、自治会、ボランティアやPTAなど、さまざまな団体で構成され、相互の連携や話し合いなどにより、地域課題の解決を図る団体です。

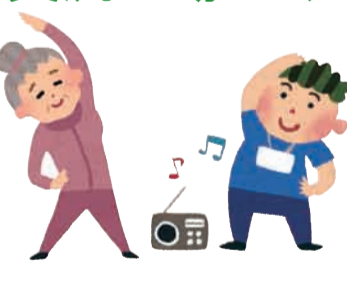
地域の限られた人材や資源をもとに「お互いさま」の気持ちをもって、支え合いながら、できることは何かを地域全体で検討します。地域の独自性を生かせる地域計画を策定して、主体的に地域をつくっていきましょう。

### 地域づくり協議会のイメージ



### 地域の見守り隊

### 交流の場づくり



### 住みよい地域を目指して

本市がいつまでも元気で住みよいまちであるために、地域の特色を生かしながら本当に必要な取り組みができるよう、人的・財政的支援や活動拠点の整備を地域づくり協議会と協働して進めます。

お住まいの地域の自治会活動や地域づくり活動にぜひ参加してみてください。地域の活動に触れ、地域のつながりや活動の必要性を感じていただき、20年後、30年後も住みよい地域を共に考え、取り組んでいきましょう。

